



## ● ● ● 減価償却の償却方法、 ● ● ● IFRSでも定率法の適用を再確認 ● ● ● IASBスタッフの見解、日本企業等の誤解を打ち消す

**国**際会計基準においても、減価償却の償却方法として定率法も認められることが明確化された。そもそも国際会計基準では、定額法だけでなく、定率法も認めているが、一部の監査法人などの見解など、国際会計基準では定率法が認められないといった誤解が広まっていた。このため、日本からの働きかけもあり、今回、国際会計基準審議会（IASB）のスタッフがホームページ上に減価償却制度に関する見解を改めて明らかにしたものである。

### IASBに対して取扱いの明確化を求める

すでに2010年3月期から任意適用がスタートしている国際会計基準だが、適用の際に問題とされていたのが減価償却の償却方法だ。そもそも国際会計基準では、定額法だけでなく、定率法も認めているが（IAS第16号（有形固定資産）62項）、一部監査法人から定額法が望ましいといった見解が示されるなどしたため、多くの企業が定率法から定額法への会計処理の変更が迫られるのではないかと疑念が生じていた。

金融庁では、4月23日に公表した「IFRSに関する誤解」において、「IFRSになると、有形固定資産の償却方法は、定率法は全く使えなくなり、見直しが必要」というのは誤解であり、「定率法と定額法との間に優劣はない」と誤解を打ち消す文書を出していた。ただ、企業側の疑念を払拭するまで

には至らず、日本側からIASBに対して、減価償却制度の取扱いの明確化を求めている。

### 定額法が優先されるわけではない

今回のIASBスタッフの見解によれば、たとえば、減価償却の償却方法については、「資産の将来の経済的便益が企業によって費消されると予測されるパターンを反映されるもの」であれば、定率法も認められるとし、定額法が他の方法よりも優先されるわけではないとしている。

### 残存価額1円までの償却もOK

国際会計基準では、残存価額の見積りに関しては、毎期見直すことが求められている。この点については、経営者の判断が必要であるとしたが、航空機のような資産は別として、多くの資産については見直す必要はないとしている。また、耐用年数終了後、陳腐化している資産については、残存価額1円まで償却することもできるとしている。そのほか、国際会計基準では、固定資産の構成要素ごとに個別に減価償却することを求めている。この点、判断が必要であるが、影響が重要でなければ、構成要素ごとに減価償却する意味は乏しいとしている。ただし、たとえば、建物のエレベーターやエアコンなどは建物よりも耐用年数が短いため、個別に減価償却が必要になるとしている。